（教育制度改革室並びに地方教育行政専門官、教員人事管理システム専門官及び教員メンタルヘルス専門官）

第二十三条　初等中等教育企画課に、教育制度改革室並びに地方教育行政専門官、教員人事管理システム専門官及び教員メンタルヘルス専門官それぞれ一人を置く。

2～4　［略］

5　教員人事管理システム専門官は、地方公務員である教育関係職員の人事管理に関する制度に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言に当たる。

6　教員メンタルヘルス専門官は、地方公務員である教育関係職員の心の健康の保持及び増進に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言に当たる。

（教育財政室並びに校務改善専門官、教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官）

第二十四条　財務課に、教育財政室並びに校務改善専門官、教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官それぞれ一人を置く。

2　教育財政室は、地方教育費に関する企画に関する事務をつかさどる。

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

3　［略］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

4～6　［略］

（教育課程企画室、情報教育振興室及び外国語教育推進室並びに学校教育官、道徳教育調査官、カリキュラム・マネジメント調査官、探究学習推進専門官及び教科調査官）

第二十五条　教育課程課に、教育課程企画室、情報教育振興室及び外国語教育推進室並びに学校教育官三人、道徳教育調査官一人、カリキュラム・マネジメント調査官一人、探究学習推進専門官一人及び教科調査官二十人を置く。

［項を削る。］

2　教育課程企画室は、初等中等教育の教育課程（中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校及び中等教育学校における産業教育（第三十二条において単に「産業教育」という。）に係るものを除く。以下この条において同じ。）の基準の設定に関する企画及び立案に関する事務（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに幼児教育課及び特別支援教育課並びに情報教育振興室及び外国語教育推進室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　［略］

（教育制度改革室及び地方教育行政専門官）

第二十三条　初等中等教育企画課に、教育制度改革室及び地方教育行政専門官一人を置く。

2～4　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

（教育財政室及び高校修学支援室並びに教員人事管理システム専門官、教員メンタルヘルス専門官、校務改善専門官、教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官）

第二十四条　財務課に、教育財政室及び高校修学支援室並びに教員人事管理システム専門官、教員メンタルヘルス専門官、校務改善専門官、教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官それぞれ一人を置く。

2　教育財政室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地方教育費に関する企画に関すること。

二　初等中等教育の教材の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。

三　学校用品（学校用家具を除く。）の基準の設定に関すること。

3　［同上］

4　高校修学支援室は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の施行に関する事務をつかさどる。

5　高校修学支援室に、室長を置く。

6　教員人事管理システム専門官は、地方公務員である教育関係職員の人事管理に関する制度に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言に当たる。

7　教員メンタルヘルス専門官は、地方公務員である教育関係職員の心の健康の保持及び増進に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言に当たる。

8～10　［同上］

（教育課程企画室並びに学校教育官、道徳教育調査官、カリキュラム・マネジメント調査官、探究学習推進専門官及び教科調査官）

第二十五条　教育課程課に、教育課程企画室並びに学校教育官三人、道徳教育調査官一人、カリキュラム・マネジメント調査官一人、探究学習推進専門官一人及び教科調査官二十人を置く。

2　教科調査官は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3　教育課程企画室は、初等中等教育の教育課程の基準の設定に関する企画及び立案に関する事務（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

4　［同上］